

### 【防除計画策定の背景】

大分県内では、これまで離島の高島(大分市)でのみクリハラリスの生息が確認されていたが、令和5年1月に別府市においてクリハラリスの生息が確認された。これまで九州においては、離島や半島でしか確認されておらず、早期対策を講じなければ、九州全域に分布が拡大し、生態系等への被害が発生するおそれがある。

県と別府市では、令和5年度を初年度として、専門家の助言のもと、クリハラリスが確認された範囲を中心に生息状況調査及び防除を実施したところである。

### 【計画策定の目的】

クリハラリスの根絶に向けた早期対策を実施するため、県と別府市が同じ計画に基づいて防除を行うことで、連携・協力して防除を推進することができるため、県と別府市共同で「防除実施計画」を策定する。

なお、令和4(2022)年度の外来生物法の改正で、都道府県については外来生物法に基づく防除を行う場合に従来必要とされていた「防除実施計画」の作成義務がなくなり、公示し、環境大臣に通知することで、防除を行うことが可能となったが、「特定外来生物被害防止基本方針」では、「可能な限り防除実施計画を作成し実行する」ことが定められている。

#### ●防除対象である特定外来生物の種類

クリハラリス *Callosciurus erythraeus*

#### ●防除を行う区域

大分県別府市を中心とする大分県全域

#### ●防除を行う期間

令和7(2025)年4月1日から令和14(2032)年3月31日まで(7年間)

#### ●防除の目標

他地域に分布が拡大する前に防除を行い、長期的には根絶を目指す。

#### ●防除の方法

県と市町村が実施主体となり、地方公共団体や地域住民、関係団体の協力を受け、実施する。

防除方法については有識者ヒアリングを行い、科学的知見に基づき、効果的に防除を行う。

原則として「箱わな」を用い、クリハラリスの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行う。